

事務連絡  
令和4年6月28日

都道府県・政令指定都市  
住宅生産行政担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

消費者庁による「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の  
役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」の策定等について（周知）

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、住宅リフォーム工事の消費者が安心して工事を行うことができる環境を整備するとともに、消費者が住宅リフォーム工事に関するトラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者庁と連携した悪質な点検商法等に関する注意喚起、消費者向け相談体制等の活用の促進、住宅リフォーム事業者団体登録制度等の取組を進めてきております。また、消費者庁においては、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく訪問販売等の規制に係る取組等を進めてきております。

また、このような対策については、本年6月の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の成立等を踏まえ、省エネ改修の機運の高まりに乗じた悪質リフォームが増加することがないように、より一層の対策の強化が求められております。

今般、消費者庁において、訪問販売等による悪質な住宅リフォームに関する消費者トラブルの状況等にも鑑み、住宅リフォームに係る過量販売<sup>\*</sup>の要件に関する考え方などを示す「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」が策定され、別添1のとおり都道府県・政令指定都市消費者行政担当課あて周知されるとともに、別添2のとおり事業者向けのチラシが作成されておりますので、お知らせいたします。貴管内の各市町村にも、周知していただきますようお願いいたします。

なお、同様の内容について、国土交通省から別添3のとおり関係団体にも周知している旨を申し添えます。

※正当な理由なく日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品等の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間、若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結等

（参考）

消費者庁ホームページ「訪問販売等による悪質な住宅リフォームに関する消費者トラブルへの対策について（特定商取引法の通達改正・チラシの公表）」

URL：<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029218/>

<担当>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

ストック活用係長 高橋（内線39431）